

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法系をもつ言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながらろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約（条約第8号）には、『手話は言語である』ことが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に改正された『障害者基本法（昭和45年法律第84号）』では、『全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される』と定められました。

また同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できるように必要な施策を講じなければならない旨規定されています。

よって、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした『手話言語法』を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月18日

奈良県生駒郡平群町議会

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
文部科学大臣 下 村 博 文 殿
内閣法制局長官 小 松 一 郎 殿